

令和2年5月25日

岐阜県行政書士会 御中

可児市長 富田 成輝（公印省略）

小規模事業者持続化補助金の申請に要する費用の一部助成制度創設のご案内

平素は本市行政に格別のご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた小規模事業者（中小企業基本法第2条に定められる小規模企業者）が、収束後の回復局面に備え販路開拓や新規顧客獲得を目的とした投資を後押しするため、国及び岐阜県がそれぞれ「小規模事業者持続化補助金」（いずれも補助率2/3、補助金上限50～150万円）と呼ばれる補助制度を実施しています。

本市は、小規模事業者の皆様が、必要書類の準備や書類作成等一定の事務負担を要する当該補助制度を活用しやすくできるよう、当該事務を、行政書士をはじめ専門的知識を要する士業を営む皆様に委託した場合の経費の一部を助成する制度を下記のとおり創設し、新型コロナウイルス感染症の影響下でも力強く事業を展開する事業者の取り組みを後押ししたいと考えております。

つきましては、本制度の効果的な推進につながるよう、制度の趣旨をご了知のうえ行政書士の皆様に広く周知いただきますようお願い申し上げます。

記

○制度概要（詳細は別添パンフレットを参照願います）

1. 名 称 可児市雇用調整助成金等円滑化助成金
2. 助成対象経費 次のいずれかの申請書類の作成や申請に係る業務を市が定める専門的知識等を有する労働者に委託した場合の委託費又は手数料。
 - ①雇用調整助成金（※社会保険労務士のみ）
 - ②国の補正予算による小規模事業者持続化補助金
 - ③岐阜県の補正予算による岐阜県新型コロナウイルス感染症対応事業者応援補助金（岐阜県小規模事業者持続化補助金）
3. 助成金額 助成対象経費の1／2以内の額
※上記②③については同一の助成対象者あたり1回限り25,000円を限度とする

お問い合わせ先

可児市観光経済部産業振興課

電話 0574-62-1111（内線2345・2346）

可児市内の小規模事業者の皆様へ

雇用調整助成金・持続化補助金の 申請に要する費用を助成します

可児市は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた小規模事業者を対象に、従業員の雇用を維持するための「雇用調整助成金」や、新たな販路開拓等の投資を後押しする「持続化補助金」の申請に要する負担を軽減するため、その費用の一部を助成します。

対象者

中小企業基本法に定める小規模企業者（※1）

※1 常時使用する従業員の数が概ね20人（商業、サービス業については5人）以下の事業者をいいます

助成対象経費

- ①雇用調整助成金の申請に要する社会保険労務士への委託費（計画届の作成に必要な準備業務を含む）
- ②小規模事業者持続化補助金（※2）の申請に要する「専門的知識等を有する労働者」（※3）への委託費

※2 「令和元年度補正予算 小規模事業者持続化補助金＜一般型＞公募要領」及び「令和2年度補正予算 小規模事業者持続化補助金＜コロナ特別対応型＞公募要領」に基づく国の小規模事業者持続化補助金、ならびに岐阜県による「新型コロナウイルス感染症対応事業者応援補助金（岐阜県小規模事業者持続化補助金）」をいいます

※3 対象となる「専門的知識等を有する労働者」は次の通りとします

- ア 税理士、司法書士、行政書士、土地家屋調査士、弁護士、弁理士、社会保険労務士、海事代理士
- イ 労働基準法第14条第1項第1号に規定する「専門的な知識、技術又は経験であって高度のものとして厚生労働大臣が定める基準に該当する専門的知識を有する労働者」（ただし、アに掲げるものを除く）

助成金額

上記① 上限 100,000円 （いずれも助成対象経費の上記② 上限 25,000円 1/2以内）

【1事業者あたり①②各1回限り】

申請方法

「可児市雇用調整助成金等円滑化助成金支給申請書」に、次頁記載の所定の書類を添付し、下記提出先に提出してください。

【お問合せ・提出先】 〒509-0214 可児市広見1丁目1番地

可児市 観光経済部 産業振興課 TEL: 0574-62-1111 (内線 2345・2346)

添付書類

助成対象経費の区分により次の書類を添付してください。

① 雇用調整助成金

- ・雇用調整助成金（休業等）支給申請書の写し
- ・雇用調整助成金支給決定通知書の写し
- ・社会保険労務士への申請等事務に係る委託費又は手数料の支払いが確認できる領収書等の写し

② 持続化補助金

- ・交付決定通知書類の写し
- ・「専門的知識等を有する労働者」への申請等事務の委託費に係る領収書等の写し

注意事項

- ・申請書の審査にあたり、上記添付書類に加えて追加資料の提出を求めることができます。
- ・申請書の審査にあたり、市が有する住民登録等の情報及び市税・市諸納付金を完納していることの確認をさせていただきます（申請時に同意をいただきます）。
- ・感染症拡大防止の観点から、申請書類の提出にあたっては、郵便または信書便の活用にご協力ください。
- ・本事業の実施は令和2年度限りとします。